

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状**

**(1) 地域の災害リスク**

**(洪水：ハザードマップ)**

たつの市の風水害の被害想定としては、本市の過去における災害、特に昭和51年9月の台風第17号、平成2年9月の台風第19号及び、平成16年9月の台風第21号による災害を参考とする。また、近年では予測できない集中豪雨が頻発し、全国的にも30年前と比較すると猛烈な雨(80mm/h)が降る回数が約1.6倍に増加している。

本地域においては過去に風水害による甚大な被害は発生していないが、100年に1度の風水害を想定した本市のハザードマップによれば平坦部の大半が浸水するおそれがある。したがって、近年の異常気象によるゲリラ豪雨等を考慮して最大限の注意を払う必要がある。

**(土砂災害：ハザードマップ)**

本市は山地が市域の約43%を占め、地形は急峻で不安定な地質条件のところが多く、風水害、地震等によって引き起こされる自然災害(山腹崩壊、崩壊土砂流出、急傾斜地の崩壊、土石流危険渓流等)については人的、物的に被害を受けるおそれがある。

**(地震：J-SHIS)**

兵庫県内には六甲断層帯、有馬高槻断層帯、山崎断層、中央構造線淡路南縁断層帯など多くの活断層が分布しており、1995年の兵庫県南部地震は、こうした活断層が大きな災害をもたらす危険性について、一般にも強く認識させるところとなっている。

なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、山崎断層である。山崎断層については、「新編日本の活断層」では、岡山県北部～兵庫県東南部にかけての6つの活断層(大原、土万、安富、暮坂峠、琵琶甲、三木の活断層)をまとめて、山崎断層(系)と称している。

被害については、一級河川揖保川以東の本市東部や、南部において揺れが大きくなるものと想定されている。

**(津波)**

兵庫県南部では、南海トラフ地震、南米太平洋沿岸沖及び、カムチャッカ半島付近の地震による津波の影響を受ける可能性がある。

津波は、紀伊半島南端から紀伊水道を北上し、大阪湾に到達するまでには波高がかなり減少する。

その状態は、震源が沿岸に近い地震と遠い地震でやや異なり、後者では減少の程度が小さい。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定するものとし、中央防災会議の検討結果を踏まえて、兵庫県が想定した最大クラスの地震・津波による「津波浸水想定図」では、本市沿岸に到達するまでに要する時間が120分、最高津波水位がT.P.+2.3m、と想定されている。

さらに、市南部の御津地区では農地だけでなく住宅、商店等が建ちならぶ市街地において浸水が予想されている。

### (感染症)

世界的に広がった新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめ、多くの人が免疫を獲得していない新型コロナウイルス感染症が流行した場合、行動制限や学校閉鎖、店舗・企業の営業停止などの多大な社会的影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルスが引き起こす病気が重症化する場合、特定の集団（高齢者、持病を持つ人、免疫力が低い人など）にとって特に危険である。

また急速に感染が広がると、医療システムが過負荷となり、必要な医療サービスが提供できなくなる可能性があり、通常医療の提供が妨げられることにつながる。

### (情報システム)

AI・RPA システムといった、デジタル技術の活用が進む中、ソフトウェアやハードウェアに存在する脆弱性が悪用され、外部からの悪意ある攻撃により、システムが損傷を受けたり、情報の漏えいにつながるリスクがある。

またデジタル化の急速な発展により、情報技術を使いこなせる人とそうでない人の間に生じる情報格差（デジタルデバイド）も問題となっている。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,117 者
  - ・小規模事業者数 881 者
- (令和2年経済センサスより) ※うち会員事業者数 701 者 (うち小規模事業者 638 者)

### 【内訳】

業種	商工業者数	会員事業者数 (うち小規模 事業者数)	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	165	134 (129)	山間部や揖保川、栗栖川沿いに多い
製造業	216	166 (135)	山間部や揖保川、栗栖川沿いに多い
卸・ 小売業	286	141 (134)	駅周辺に多く市内にも広く分散している
飲食・ 宿泊業	90	66 (61)	駅周辺や沿岸部に多く、市内にも広く分散している
サービス 業	152	114 (111)	市内に広く分散している
その他	208	80 (68)	市内に広く分散している

## (3) これまでの取組

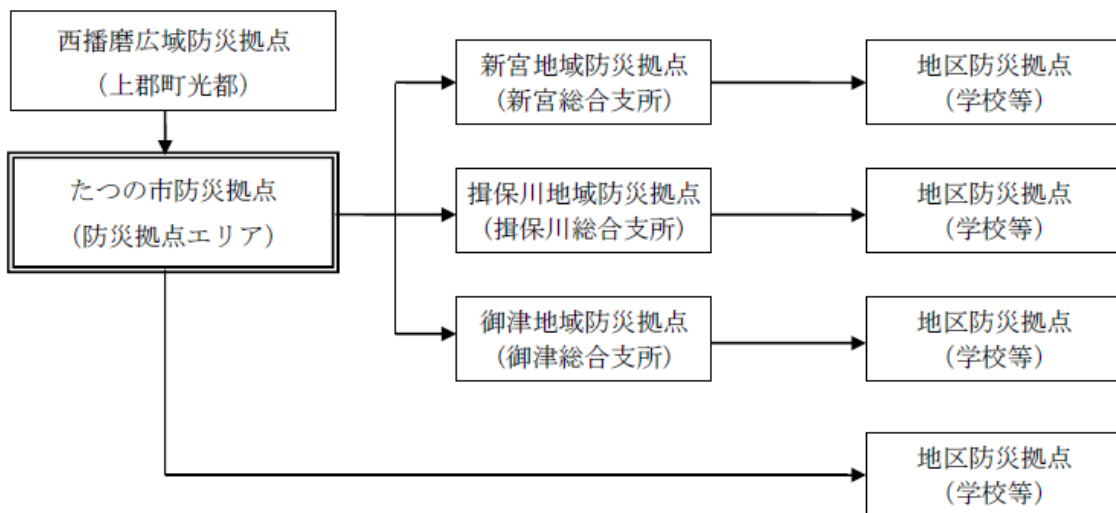
### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定

たつの市、たつの市民の防災指針として「たつの市地域防災計画」、「たつの市水防計画」を策定をしており、毎年1回「たつの市防災会議」により計画の見直しを行っている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、従来あれほどの大地震を想定しておらず、事前に十分な対策が講じられていなかったために、被害の拡大を食い止めることができなかった面もある。そのため、これらの教訓を踏まえ、災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、市その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の防災上の役割を明確にするなど、より実践的な指針となるよう、現行の計画を事象ごとに見直しを行っていく。

- ・防災訓練の実施  
地域防災拠点に位置付けられた拠点ごとに、自主防災組織、たつの市、たつの市消防団を始めとした関係機関参加の下、毎年防災訓練を実施している。
- ・たつの市防災拠点  
市役所、西はりま消防組合、中川原グラウンドなどの施設と周辺地域と一体的に防災拠点エリアとして位置づけ危機管理体制を整えている。なお、龍野地域については防災拠点の管内とする。
- ・地区防災拠点  
災害時において地域の救援、救護、復旧活動の拠点となる新宮・揖保川・御津総合支所を地域防災拠点として位置付ける。  
また、日常時は、コミュニティ形成の場であるが、緊急時には市民の避難と救援の拠点として機能する学校施設、公民館、公園などの施設を地区防災拠点に位置付ける。



## 2) 当会の取組

- ・台風や大雨災害が発生後、発災後翌日～1週間の期間中に各事業所へ聞き取り調査や巡回パトロールによる状況確認を行い、西播磨県民局や兵庫県商工会連合会へ被害状況の報告を行っている。
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
  - ①商工会報に掲載する。
  - ②中小企業強靱化法改正に伴い、改正内容や事業継続力強化計画認定制度についての会員事業所へ広報物の配布を行う。
  - ③会議や他のセミナーなど会員事業者が集まる機会に広報物を配布する。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
  - ①SOMPO リスクマネジメント(株)より講師を招き、会員事業所に中小企業強靱化法を踏まえて概要や施策内容の説明を行い、ワークショップによりBCP策定の訓練を実施する。

## II 課題

現状では、BCP 策定支援を推進している中で、災害リスクが事業者十分に浸透していないと認識している。また、事業所単独で災害から「身を守る」意識が低く、市など他の支援によって守ってもらう受け身の意識がまだまだ根強くある。日々の経営支援の中で、ハザードマップなどを活用した災害リスクの啓発、共済・保険等の活用、BCP 策定支援などを行っていくことが必要である。

加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。更には、初動の段階で把握すべき情報等やりとり、内容について意思疎通の統一化が必要である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報や抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウィルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし使い回さない等の対策の必要性を周知するなどが必要である。

内部体制の面では、緊急時の取組について、協力体制などの具体的なマニュアルを示した商工会 BCP を策定する必要がある。

## III 目標

- ・地域住民の生活を支え、被災時には復旧の原動力となる地域の小規模事業者の事前対策は有効であり、BCP や事業継続力強化計画の策定支援を通じて防災・減災意識を高める。
- ・通常の巡回指導時に BCP 策定に向けた情報提供や支援を行う。
- ・巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・BCP 支援に向けて職員を対象にした研修会や知識向上を目的として e ラーニングの受講も促し、BCP を推進できる職員を育成する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報の報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・商工会 BCP を作成し、全職員へ周知の徹底を図る。
- ・各地区に役員や総代などを中心に被害状況を報告できる連絡体制を構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,117	881	R7	3	3
		R8	3	3
		R9	3	3
		R10	3	3
		R11	3	3

**IV その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

令和6年10月に改定した「たつの市商工会BCP（事業継続計画）」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

- ① 巡回指導時に施策を紹介（まずは会員企業から、2年目から会員企業以外にも紹介していく）
- ② BCP策定相談会1回
- ③ チラシを700部配布

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、清流おしらせ版等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、清流おしらせ版等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和6年10月に事業継続計画を改定。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・ 兵庫県共済協同組合や全国商工会連合会が小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定を締結している損害保険会社等と連携を図り、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・たつの市商工会とたつの市との行政連絡会（構成員：たつの市商工会とたつの市）を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

### <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（LINE を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、たつの市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・たつの市商工会とたつの市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

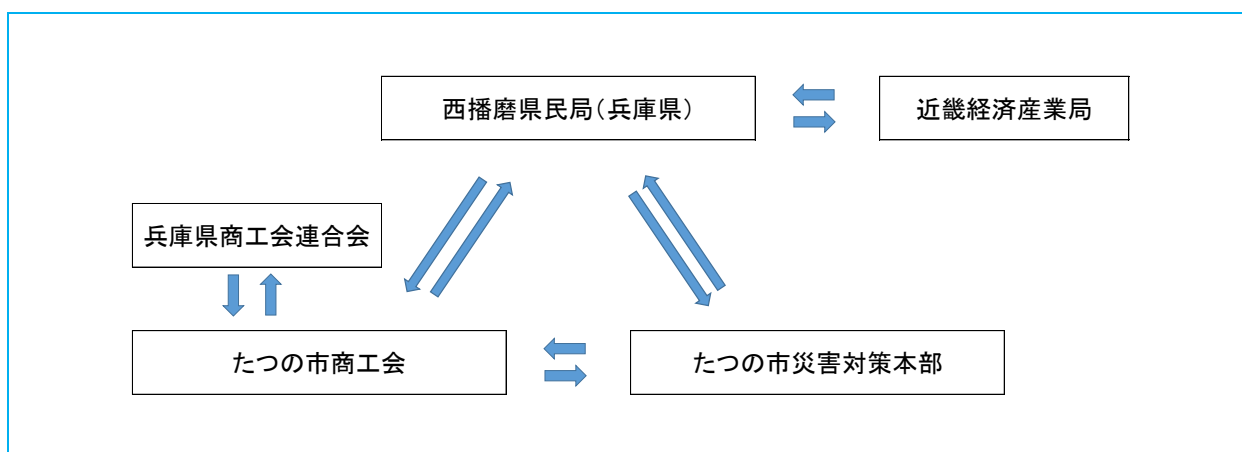
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「たつの市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

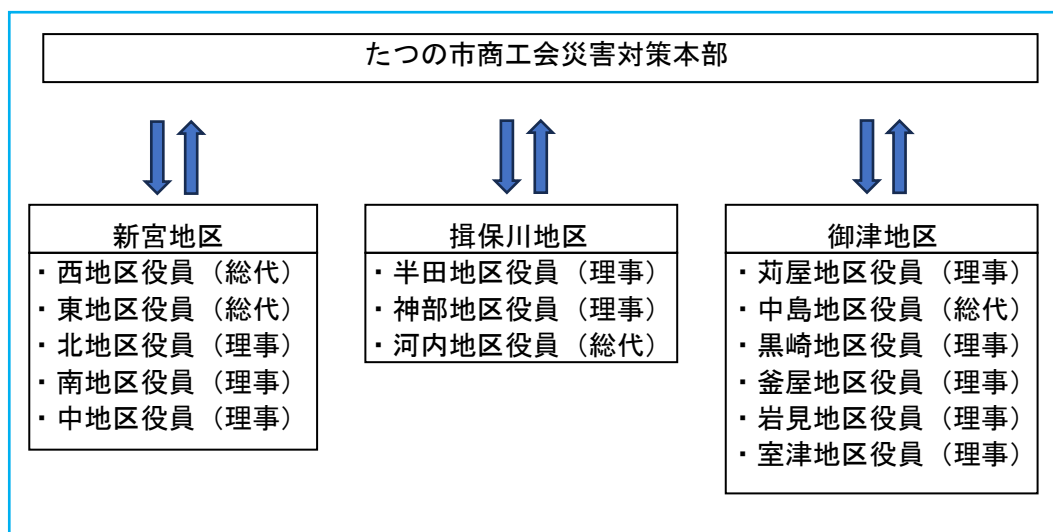
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。  
(具体的な仕組み)
- ・当会役職員が管内を見回り、事業者の安否確認、事業所の被害状況を把握する。さらに、たつの市職員が管内を見回り確認した被害状況を共有し、それらを当会職員が取りまとめの上、被災事業所に対する事後支援を行う。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を兵庫県(指定する方法にて当会又は当市より兵庫県)へ報告する。

#### 【外部との連絡体制】





【たつの市商工会災害対策本部連絡体制】



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、たつの市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

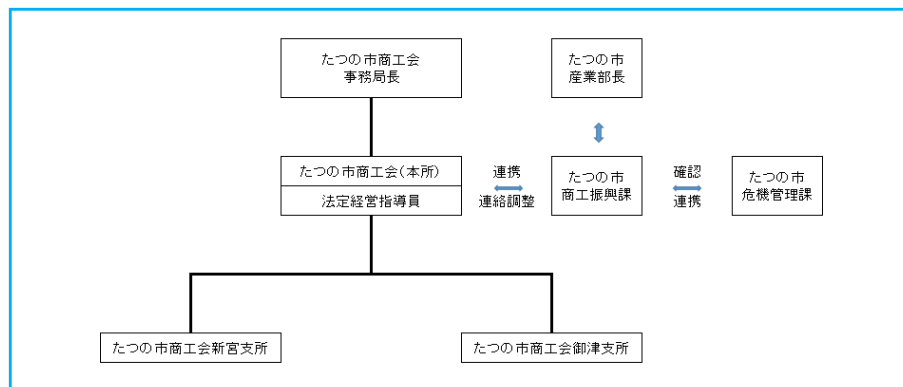
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小河 瞳 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な取組の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・たつの市との連携窓口
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

たつの市商工会 経営支援課

〒671-1641 兵庫県たつの市揖保川町原 849 番地 37

TEL : 0791-72-7550 FAX : 0791-72-6005

E-mail : tatsuno@shoko-tatsuno.jp

②関係市町

たつの市 産業部商工振興課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL : 0791-64-3158 FAX : 0791-63-3784

E-mail : shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp

たつの市 危機管理監危機管理課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL : 0791-64-3219 FAX : 0791-63-3788

E-mail : kikikanri@city.tatsuno.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	340	290	340	290	340
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 研修費	30	30	30	30	30
・ 啓発普及費	50		50		50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、兵庫県補助金、たつの市補助金、その他補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。